

オープンカウンター方式による見積り合わせについて（公示）

次のとおりオープンカウンター方式による見積り合わせを行うため、参加を希望する場合は、本公示内容を熟読の上、見積書等を提出すること。

なお、オープンカウンター方式とは、案件をホームページ等に公開し、広く見積書の提出を求め、予定価格以上で最高価格の者と契約を締結する方法である。

令和8年2月26日

分任契約担当官

和歌山森林管理署長 澤井 良一

記

1 見積り合わせに付する事項

- (1) 規格及び数量 別添末木枝条等物件一覧表のとおり
- (2) 留意事項 別添随意契約見積心得のとおり

2 見積り合わせに参加する者に必要な資格等に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 本物件の見積り合わせに参加するためには、一般競争入札参加資格（林産物売払い）の有資格者であること。
- (3) 契約担当官等から物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

3 提出書類及び提出期間等

(1) 提出書類

見積書、一般競争入札参加資格（林産物売払い）の写し

契約額の決定に当たっては、見積書に記載された金額に当該金額の消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって契約価格とする。

(2) 提出方法

持参、郵送又は電子メール

(3) 提出期間

令和8年2月27日午前9時00分から令和8年3月12日午後5時00分まで。

（ただし、行政機関の休日に関する法律第1条第1項各号に掲げる行政機関の休日を除く。）

4 仕様書等を示す場所、見積書等の提出先

〒646-0011 和歌山県田辺市新庄町2345-1 和歌山森林管理署

和歌山森林管理署 総務グループ

電話：050-3160-6120 メールアドレス：nyusatsu_wakayama@maff.go.jp

5 見積り合わせについて

- (1) 見積り合わせは非公開で行い、その結果については、見積書の提出期限後概ね1～2日中（閉庁日を除く）に見積り合わせ参加者に通知する。
- (2) 契約価格については、見積書に記載された金額は、消費税及び地方消費税相当額を除いた金額であるので、当該金額の10%に相当する金額を加算する。

6 見積りの無効

別添随意契約見積心得第4条各号のとおり。

7 契約保証金

免除する。

8 契約の相手方の決定方法及び契約価格

- (1) 有効な見積書を提出した者のうち、予定価格以上で最高の価格により見積りした者を契約の相手方とする。
- (2) 上記(1)において、同額の見積りをした者が2人以上あるときは、当該調達と関係のない職員にくじを引かせて決定する。
- (3) 見積りの結果、予定価格の制限に達する者がいない場合は、見積参加者へ再度見積りを依頼し、随意契約の協議を行うことができるものとする。
- (4) 参加者不在のときは、別途選定した者に見積りを依頼し、随意契約の協議を行うことができるものとする。
- (5) 分任契約担当官等の都合により見積りを中止する場合がある。

9 契約書等作成の要否

会計法令等の規程に基づき、契約金額に応じて請書の徴収又は、契約書を作成する。なお、契約金額によっては、請書の徴収又は、契約書の作成を省略する場合がある。

10 特約事項

別紙1「特約事項」に留意し、和歌山森林管理署の指示に従うものとします。

11 代金の支払

- (1) 国に支払う代金は、国の発行する納入告知書により納入してください。
- (2) 納付期限及び延納担保の提供期限満了の日が、土曜日、日曜日、国民の祝日及びその他の休日（金融機関等の休業日を含む）にあたる場合は、満了の日をその前日（前日が土曜日、日曜日、国民の祝日及びその他の休日（金融機関等の休業日を含む）の場合はさらに繰り上げていく）とします。

12 物件の引き渡し

- (1) 物件は、代金の全部（国有林野の産物売払規程第27条第2項による違約金を

徴収する場合にあっては、代金の全部及び当該違約金)の納入があった日又は代金延納担保の提供(同規程第29条第2項による違約金を徴収する場合にあっては、代金の全部及び当該違約金の納入)があった日(代金延納担保の提供を免除する旨の特約がある場合には、契約締結の日)から15日以内に買受人立会のうえ引渡すものとします。

- (2) 物件の引渡しにあたっては、代金納入領収書(写)の写しを提出してください。

13 代金の延納

- (1) 代金の延納については、認めます。
- (2) 代金の延納については、担保が金融機関の支払保証した支払保証手形であるときは、当該金融機関の保護預り証及び分任契約担当官の定める様式により当該金融機関が作成する請書に、担保物件差入書を添えて分任契約担当官に提出してください。

14 適格請求書

適格請求書(インボイス)については、契約書(案)のとおり。

15 暴力団の排除

別紙2「暴力団排除に関する特約条項」のとおり。

16 物件の現地案内

現地案内は行わない。

17 国有林野の産物売払規程・国有林野事業林産物売買契約約款について

近畿中国得森林管理局ホームページの「林産物の購入に関する留意事項」に掲載しているので確認すること。

<https://www.rinya.maff.go.jp/kinki/apply/publicsale/wood/ryuuijikou.html>

18 その他

- (1) 見積書作成に要した費用等は見積り合わせ参加者の負担とする。
- (2) 物件一覧表の材積については、収穫調査に基づく数量であるが、出来高数量に差があっても売買代金の変更は行わないものとする。

お知らせ

農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省発注者綱紀保持規程(平成19年農林水産省訓令第22号)が制定されました。この規程に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。

詳しくは、近畿中国森林管理局のホームページ

http://www.rinya.maff.go.jp/kinki/apply/publicsale/kouki_hoji/index.html

をご覧ください。

随意契約見積心得

(目的)

第1条 随意契約により見積りをしようとする者（以下「見積人」という。）は、法令その他別に定めるもののほか、この心得の定めるところによるものとする。

(見積人の資格)

第2条 見積人は、当該随意契約について、契約担当官等（会計法第29条の3第1項に規定する契約担当官等をいう。以下同じ。）から見積参加者としての通知を受けた者でなければならない

(見積等)

第3条 見積人は、特約事項、図面、契約書案及び現場等を熟知の上見積りをしなければならない。この場合に、特約事項、図面、契約書案等について疑義があるときは、見積日時に支障を及ぼさない範囲内で関係職員の説明を求めることができる。

2 見積人は、見積書を作成し、見積人の氏名（法人にあっては、法人名）、あて名及び見積件名を表記し、公示に示した日時までに契約担当官等に提出しなければならない。

3 見積人は、暴力団排除に関する誓約事項（別添1）について見積書の提出前に確認しなければならず、見積書の提出をもってこれに同意したものとする。

(公正な見積りの確保)

第3条の2 見積人は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

(無効の見積り)

第4条 次の各号の一に該当する見積りは無効とする。

- 一 記名を欠く見積り
- 二 金額を訂正した見積り
- 三 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である見積り
- 四 見積期限に遅れてした見積り
- 五 その他、見積りに関する条件に違反した見積り
- 六 暴力団排除に関する誓約事項（別添1）について、虚偽又はこれに反する行為が認められた見積り

(契約の相手方の決定)

第5条 見積りを行った者のうち、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最高又は最低の価格をもって見積りをした者を契約の相手方とする。

2 見積りの結果、予定価格の制限に達した見積りがないときは、再度の見積りを行うことがある。

3 前項の見積りを行ってもなお予定価格の制限に達した見積書の提出がない場合

4 契約の相手方となるべき同価格の見積りをした者が2人以上あるときは、直ちに当該見積りをした者にくじを引かせて、契約の相手方を定めるものとする。

5 前項の場合において、当該見積りをした者のうち、くじを引かない者、郵便による見積りで当該見積りに立ち会わない者があるときは、これに代わって見積事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

(契約書等の提出)

第6条 契約の相手方は、契約書を作成するときは、契約担当官等から交付された契約書の案に記名押印の上、契約の相手方の決定の日から見積依頼書に示した日時までに、これを契約担当官等に提出しなければならない。

2 契約担当官等は、契約の相手方が前項に規定する期間内に契約書案を提出しないときは、これを契約の相手方としないことがある。

3 契約担当官等が、契約書の作成を要しないと認めた場合においては、契約の相手方は、速やかに請書その他これに準ずる書面を契約担当官等に提出しなければならない。ただし、契約担当官等がその必要がないと認めて指示したときは、この限りでない。

(異議の申立)

第7条 見積人は、見積書を提出後この心得、特約事項、図面、契約書案及び現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(その他の事項)

第8条 この心得に掲げるほか、見積りに必要な事項は、別に指示するものとする。

(別添1)

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記1及び2のいずれにも該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴省の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

上記事項について、見積書の提出をもって誓約します。

別添様式

見 積 書

物件名： 1号

見積金額

億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円

見積金額の数字の頭に¥を冠すること。
公示、随意契約見積心得、特約事項、国有林野の産物売払規程及びその他関係事項を承知のうえ提出すること。
ただし、上記金額は消費税及び地方消費税相当額を除いた金額であるので、契約額は上記金額の10%に相当する金額を加算した金額となる。

令和 年 月 日

分任契約担当官

和歌山森林管理署長 澤井 良一

見積参加者

住 所

商号又は名称

代表者氏名

代理人氏名

委任状

令和 年 月 日

分任契約担当官

和歌山森林管理署長 澤井 良一 殿

(委任者) 所在地 (住所)

商号又は名称

代表者役職氏名

私は、下記の者を代理人と定め、下記物件の見積りに関する一切の権限を委任します。

(受任者) 所在地 (住所)

商号又は名称

代理人

(件名) 令和8年2月26日公示の末木枝条等(1号)の販売 に関する件。

(案)

売 買 契 約 書

売買物件の 所在場所	和歌山県新宮市 大浜国有林184林班い小班外			面 積
売買物件の 種類及び数量	用 途	樹 種	本 数	材 積
	チップ 原料材	クロマツ		329.31m ³
	内 訳 別添「末木枝条等物件一覧表」のとおり。			
売買代金	売 買 代 金			
	うち消費税抜代金			
契約保証金	免 除			
売買代金の分収額	官収分	分 収 額	円	
		うち消費税抜代金	円	
	民収分	分 収 額	円	
		うち消費税抜代金	円	
分収育林立木竹	分収権者			

* 概算売買の場合には、上記の売買物件の種類及び数量は予定、売買代金は概算売買代金である。

* 本物件は、持続可能な森林経営が営まれている森林から合法的に伐採されたものである。

売 買 代 金 納 付 の 方 法	現金納付分	売買金額		納付期限	令和 年 月 日	
	延 納 分	延納金額		円	延納期間	～ 日間
		延納利息		円		
		延納担保金額		円以上	担保の種類	
		延納利率	年	%	同提供期限	
	分割延納分	延納金額		円	延納期間	～ 日間
		延納利息		円		
		延納担保金額		円以上	担保の種類	
		延納利率	年	%	同提供期限	
	売買物件の 引渡方法	みなし引渡	売買物件の 引渡期間(期限)	代金納付の日又は延納担保提供の日 (概算の場合の最終期限)		
売買物件の 搬出期間(期限)	物件引渡しの日から令和8年5月31日まで(破砕期間も含む)					
売買(使用) 目的の指定		施設設置等 の指定				
特約事項						

売渡人と買受人は、本契約書及び国有林野事業林産物売買契約約款によって、売買契約を締結したので、その証として本書2通を作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

売 渡 人 和歌山県田辺市新庄町2345-1
分任契約担当官
和歌山森林管理署長 澤井 良一

買 受 人

末木枝条等物件一覧表

物件 番号	物件所在地	樹種	種別	材積 (m3)	搬出・破砕期間	備考 (主な法指定等)
1号	和歌山県新宮市 大浜国有林184い、ろ1、ろ2林小班	クロマツ (低質材)	チップ	299.38	令和8年5月31日まで	松くい虫被害木
			末木枝条	29.93		
計				329.31		

○ 適格請求書（インボイス）の交付

インボイスについては、全省庁統一の登録番号等を記載した契約書等によることとし、契約締結後に交付することとします。なお、仕入税額控除の対象となる消費税額は、適格請求書発行事業者（課税事業者）の分のみとなり、下記の物件の見積書に記載された金額に対する割合は次のとおりとなります。見積に際し、注意願います。

※ 当該割合は、現時点で把握している数値であり、変動する場合があります。

1号物件 10.00 %

特約事項

1 販売対象木

本物件は松くい虫被害木（チップ・末木枝条）の物件です。

販売対象木については、別途発注の事業により伐採し、別添位置図の集積箇所を集積する予定です。伐採事業体と連携をして搬出等行ってください。

また、販売対象木については、材の大小、良否にかかわらず末木枝条等物件一覧表に記載された搬出・破砕期間までに全て搬出・破砕処理を完了させてください。

処理施設運搬後は速やかに破砕処理を行うことし、破砕処理が終了するまで被害木からカミキリムシが飛散しないよう十分な対策を講じてください。

破砕に当たっては、破砕後の木片の厚さが6mm（木材チップパーにより破砕する場合にあっては15mm）以下となるように破砕を行ってください（森林病虫害等防除法施行規則第1条）。

2 物件の搬出

- (1) 売払物件は末木枝条、端尺材を含め全量搬出・破砕処理し、林地残材を発生させないようにしてください。
- (2) 売払物件を搬出する際は、素材・枝条の逸失及び松くい虫の飛散を防止するための措置（荷台の被覆等）を実施してください。
- (3) 売払物件を国有林外へ搬出する際は、移動に先立って移動先を森林管理署長に別紙様式1にて報告し、別紙様式2「移動証明書」の交付を受け、移動時にこれを携帯して下さい。
- (4) 売払物件を林外搬出し処分したときは、別紙様式3の作業記録報告書により報告し、証明書（伝票、マニフェスト等）及び写真（積込、搬出、搬入、破砕処理）を提出してください。

3 アフリカ豚熱（ASF）対策

- (1) 山林での作業用の靴の履き分けや下山時や帰宅時の靴及びタイヤの土落とし等、平時における感染防止対策に協力するとともに、野生いのししの死体発見時には管轄の自治体に速やかに通報してください。
- (2) アフリカ豚熱（ASF）対策として、野生いのししの感染が確認された場合の都道府県が実施する防疫措置に基づき、消毒ポイントにおける消毒の実施や帰宅後の靴底の洗浄消毒等を行ってください。

4 その他

- (1) 既存の作業道・歩道等及びアクセスに使用する公道等を運搬等により傷めた場合、買受人の負担において修理してください。
また、公道等を占有する必要がある場合は、買受人が関係機関へ許可申請などの手続きを行うものとし、この手続きが完了した後に作業を行ってください。
- (2) 売払物件の区域周辺の立木の保護に努めるとともに損傷を与えないでください。
- (3) 既存の作業道・歩道等及びアクセスに使用する公道等の通行にあたっては、他事業と競合する場合があります。その場合は、関係事業者間で調整を図った上で利用するようにしてください。

分任契約担当官
和歌山森林管理署長 澤井 良一 殿

報告者 住所
氏名

松くい虫による被害木移動予定報告について

令和 年 月 日に売買契約を締結した松くい虫による被害木について、被害木の破砕を実施するため下記により移動する予定であるので、報告します。

記

移動対象被害木の所在地 和歌山県新宮市 大浜国有林
移動対象被害木の移動先

移 動 経 路
移 動 予 定 期 間 令和 年 月 日～令和 年 月 日
移 動 予 定 数 量 材積 329.31 m³
移 動 方 法
駆除処理実施予定期間 令和 年 月 日～令和 年 月 日



〔被害木売買契約適用〕

契 約 締 結 日 令和 年 月 日
契 約 数 量 材積 329.31 m³
契約時に付した駆除処理に係る特約事項 破砕
同 駆除処置の期限に係る特約事項 令和8年5月31日

別紙様式 2

番号 No.

松くい虫による被害木の移動証明書

住所
氏名

(被害木の移動内容)

- 1 移動対象被害木の所在地 和歌山県新宮市 大浜国有林
- 2 移動対象被害木の移動先
- 3 移動経路
- 4 移動予定期間 令和 年 月 日～令和 年 月 日
- 5 移動予定数量 材積 329.31 m³
- 6 移動方法

上記の者は、被害木の移動内容のとおり伐倒された被害木を駆除処理するため移動するものであることを証明する。

令和 年 月 日

分任契約担当官
和歌山森林管理署長 澤井 良一

別紙様式3（森林官経由）

分任契約担当官

和歌山森林管理署長 澤井 良一 殿

報告者

住所

氏名

作業記録報告書

令和 年 月 日に契約締結した売買契約について、作業を完了したので下記のとおり報告します。

記

1 契約に定める駆除作業の内容（伐倒木の破砕）

2 作業記録

作業の内容	実施したものの	実施期間	実施場所	実施数量	駆除実施者	摘要
搬出（伐採地から処理場までの伐倒木の搬出）						
破砕ができない枝条等の焼却						
伐倒木及び枝条等の破砕又は焼却						

- (注)
- 1 実施した全作業について○印を付し、それぞれの欄に記入する。
 - 2 駆除実施者欄は報告者以外が行った場合にのみ記入する。
 - 3 実施した全作業のそれぞれの記録写真を添付する。
 - 4 摘要欄には、薬剤散布に森林官が一部又は全部立会した年月日等、参考事項を記入する。

暴力団排除に関する特約条項

(属性要件に基づく契約解除)

第1条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を得る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(行為要件に基づく契約解除)

第2条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第3条 乙は、第1条の各号及び第2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

- 2 乙は、前2条各号の一に該当する行為を行った者（以下「解除対象者」という。）を売買物件の全部又はその一部の販売又は譲渡の相手及び買受けに伴う作業の請負人又は当該作業を受託した者（以下「転売先等」という。なお、買受けに伴う作業の請負又は委託が数次にわたるときは、全ての請負先又は委託先を含む。）としないことを確約する。

(転売等に関する契約解除)

第4条 乙は、引渡前（立木販売・概算販売については、搬出・引渡完了時まで）に転売先等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該転売先等との契約を解除し、又は転売先等に対し当該解除対象者（転売先等）との契約を解除させるようにしなければならない。

2 甲は、乙が転売先等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは転売先等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該転売先等との契約を解除せず、若しくは転売先等に対し当該解除対象者（転売先等）との契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(契約解除による売買代金の返還等)

第5条 甲は、第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、搬出未済の物件（伐倒木及びその加工品・副産物（土石を除く）を除く。）であって当該契約の解除された部分に係るものは、甲に帰属するものとし、甲は、これに相当する代金を乙に返還するものとする。

2 前項の規定により甲から乙に返還される金額に対しては、利息を付さない。

3 第1項により甲から乙に代金を返還する場合は、甲はその代金の算定に必要な調査を行うものとし、乙はその調査に要する費用の全てを支払うものとする。

4 甲が第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、乙が甲に納付した契約保証金は甲に帰属し、契約保証金が免除されているときは売買代金の100分の10に相当する金額を違約金として、甲の指定する期限までに甲に納付しなければならない。

5 乙は、甲が第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときであって、前項の規定によりその損害の全部を償うことができないときは、その不足額を賠償するものとする。

6 甲は、第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

7 乙は、引渡後（立木販売・概算販売については、搬出・引渡完了時以降）に自ら又は転売先等が解除対象者であることが判明したときは、売買代金の100分の10に相当する金額を違約金として、甲の指定する期限までに甲に納付しなければならない。

(不当介入に関する通報・報告)

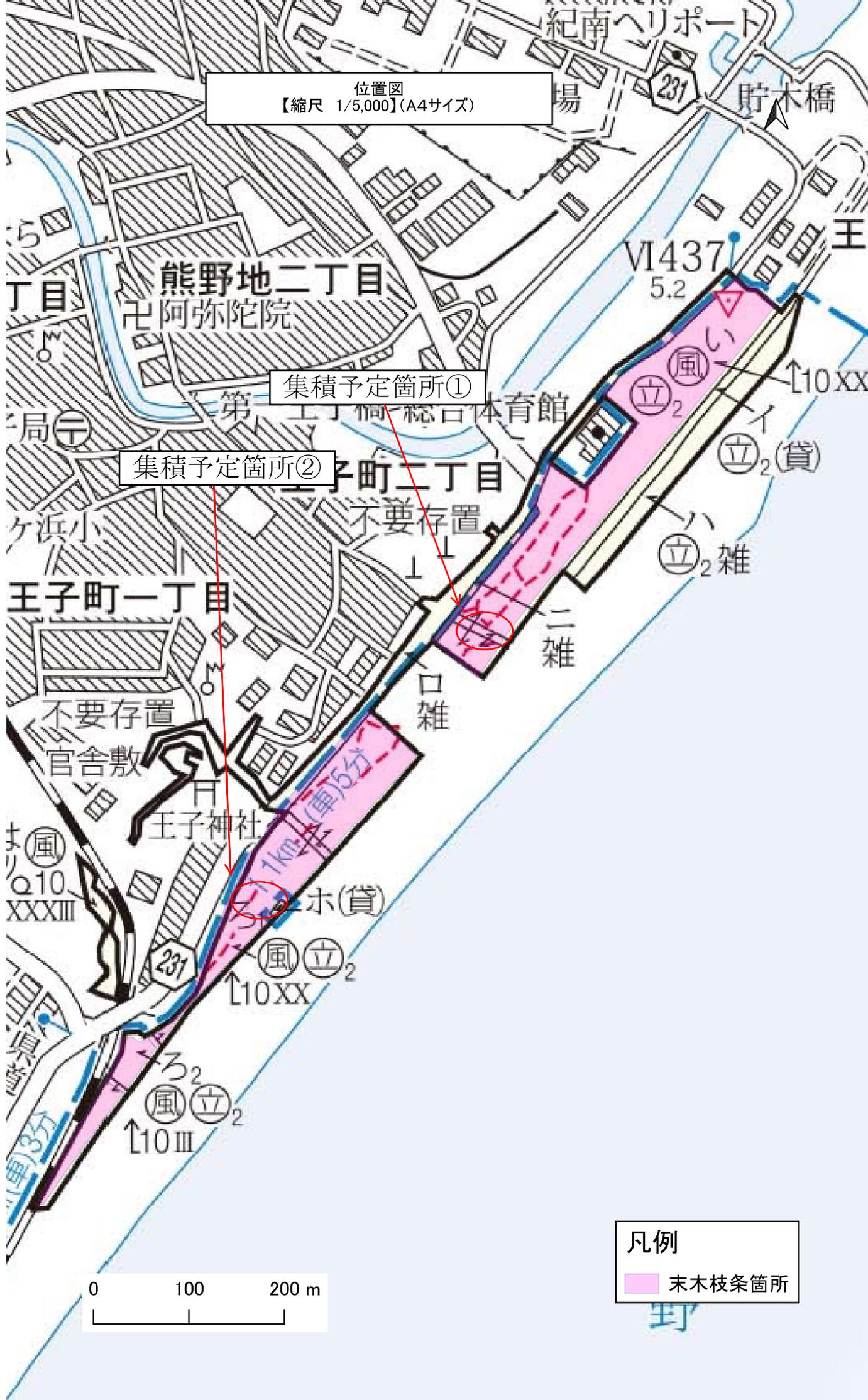
第6条 乙は、自ら又は転売先等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は転売先等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

位置図
【縮尺 1/20,000】(A4サイズ)



凡例
末木枝条箇所

位置図
【縮尺 1/5,000】(A4サイズ)



集積予定箇所①

集積予定箇所②

凡例
末木枝条箇所

0 100 200 m



No. 1

大浜国有林
184い林小班

集積予定箇所①



No. 2

大浜国有林
184い林小班

集積予定箇所①

集積状況イメージ



No. 3

大浜国有林
184ろ1林小班

集積予定箇所②

集積状況イメージ
